

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令第82号」と参考情報について

(令和4年4月15日)

(この省令については厚生労働省から、広報文が発表されていません。)

厚生労働省労働基準局長から、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について通達が出されています。

改正内容は、既に本年2月7日、当協会HPに掲載しました「[労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱の答申](#)」でお知らせした内容です。

本省令改正は、令和3年5月の建設アスベスト訴訟最高裁判決において、労働安全衛生法第22条の規定は、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断が出されたこと等を踏まえて、同条に基づく11の省令の規定について、労働者以外の者に対する保護措置を新たに規定するものです。

なお、本省令の改正は、令和4年4月15日に公布され、令和5年4月1日から施行することとされています。

◎ 改正内容をまとめた[リーフレット](#)

○ 関係通達

令和4年4月15日付け 基発0415第1号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220418K0030.pdf>

(A4判23頁・PDF,1604KB)

● **令和4年厚生労働省令第82号** (各規則の改正前と改正後の条文が示されています。)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H220415K0010.pdf>

(A4判139頁・PDF,1364KB)

第1条	労働安全衛生規則の一部改正	-----	p1~
第2条	有機溶剤中毒予防規則の一部改正	-----	p7~
第3条	鉛中毒予防規則の一部改正	-----	p16~
第4条	四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正	-----	p28~
第5条	特定化学物質障害予防規則の一部改正	-----	p42~
第6条	高気圧作業安全衛生規則の一部改正	-----	p73~
第7条	電離放射線障害防止規則の一部改正	-----	p87~
第8条	酸素欠乏症等防止規則の一部改正	-----	p107~
第9条	粉じん障害防止規則の一部改正	-----	p115~
第10条	石綿障害予防規則の一部改正	-----	p122~
第11条	東日本大震災により生じた放射性物質により 汚染された土壌等を除染するための業務等に係る 電離放射線障害防止規則の一部改正	-----	p130~
附則			p139

(施行期日) 1 この省令は、令和5年4月1日から施行する。

● 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について労働政策審議会からの答申(広報文)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23662.html